

箱根町議会フェイスブックページ運用方針

1. 目的

箱根町議会基本条例に掲げる「町民に開かれた議会」を推進するため、様々な媒体を使用して町民に情報提供することとしているが、さらに推進するため、フェイスブックページ機能を利用して、箱根町議会に関する様々な情報を、迅速に発信し、広く伝えるため、その運用に当たり必要な事項を定める。

2. アカウント情報等

(1) アカウント名：箱根町議会

(2) フェイスブックページURL：<https://www.facebook.com/hakonemachigikai>

3. 運用管理責任者

箱根町広報広聴委員会委員長及び箱根町議会事務局長

4. 運用者

箱根町広報広聴委員会委員及び箱根町議会事務局職員

5. 対応時間

原則として開庁時間内に、運用管理責任者の許可のもと、運用者が必要に応じて不定期に掲載する。

6. 掲載する情報

箱根町議会は、次に掲げる情報を掲載するものとする。

(1) 定例会、臨時会、委員会等の日程

(2) 箱根町議会に関する行事等の情報

(3) その他、運用管理責任者が必要と認める情報

7. 禁止事項

利用者が箱根町議会フェイスブックページに投稿するにあたり、次の各号に掲げるコメントを禁止し、運用管理責任者がこれらに該当すると判断した場合は、利用者に断ることなくコメントの全部または一部を削除することができる。

(1) 公助良俗又は法令等に反し、又はその恐れのある内容

(2) 当ページの掲載内容に対して著しく乖離する内容

(3) 箱根町議会又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容

(4) 本人の承諾なく個人情報保護を侵害する内容

(5) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容

(6) 違法な情報やわいせつな内容

- (7) 商店、店舗、会社など商業目的の内容
- (8) 箱根町議会又は第三者の著作権、肖像権、その他の権利を侵害する内容
- (9) その他運用管理責任者が不適切と判断した内容

8. コメント等に対する返信及び回答

利用者からのコメントに対しては、原則として返信及び回答は行わないこととする。

9. 著作権

当ページに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する著作権は箱根町議会に帰属する。

10. 免責事項

箱根町議会はページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性等の保証は一切しないものとし、掲載された当該情報に起因して利用者または第三者に損害が生じたとしても、箱根町議会は一切責任を負わないものとする。

11. その他

この運用方針に定めがない事項については、運用管理責任者が適切な判断をすることとする。

12. 附則

この運用方針は、平成27年9月14日から施行する。